### 介護保険事業所の指定(更新)について

# 1. 概要

介護保険法に基づく介護保険事業所を開設するためには、指定権者(市・県)による指定・ 許可が必要です。また、指定・許可後も、各種変更等の届出・申請の提出や、指定後6年ご との更新を受けることが義務づけられています。

(市が指定するもの)

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所 等

(県が指定するもの)

訪問介護、通所介護事業所、特別養護老人ホーム 等

2. 令和3年度更新(予定)事業所 ※総合事業除く

#### 【居宅介護支援事業所】

[事業所] ひより茶屋ケアプランサービス(古賀市米多比555-1)

[指定期間] 令和3年11月1日~令和9年10月31日 ※指定更新済み

(初回指定日:平成27年11月1日)

#### 【地域密着型サービス事業所】

[事業所] 豊資会 定期巡回訪問介護ステーション(古賀市花見南1丁目2番15号)

[指定期間] 平成28年2月1日~令和4年1月31日

(初回指定日:平成28年2月1日)

3. 実地指導、集団指導の状況

## (実地指導)

- ① 令和3年8月4日 医療法人 Y&K かい整形外科医院 通所リハビリテーション
- ② 令和3年10月12日 デイサービスどんぐり
- ③ 令和3年10月14日 ひより茶屋ケアプランサービス

※①、②は福岡県と合同にて実施

④ 令和3年12月~(予定) 豊資会 定期巡回訪問介護ステーション他

#### (集団指導)

令和3年10月22日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため文書開催